

記載例

令和 〇6 年分収支内訳書（一般用）

（あなたの本年分の事業所得又は雑所得の金額の計算内容をこの表に記載して申告書に添付してください。）

表面

（令和六年分以降適用）

令和 7 年 3 月 4 日

〔営業等〕又は〔雑（業務）のいづれかを選択してください。〕 営（業）等 雑（業）務（ ） （自 〇 1 月 〇 1 日 至 1 2 月 3 1 日）

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
取 上 金 額 ①	5297595	経 営 費 ⑦	45300
入 家 事 消 費 ②		経 営 費 ⑧	19800
金 額 ③		経 営 費 ⑨	48200
計 ④	5297595	経 営 費 ⑩	24890
期首商品(製品)棚卸高 ⑤	849000	経 営 費 ⑪	64800
仕入金額(製品製造原価) ⑥	2110800	経 営 費 ⑫	201500
小 計 ⑤+⑥ ⑦	2959800	経 営 費 ⑬	78500
期末商品(製品)棚卸高 ⑧	978000	経 営 費 ⑭	
差引原価(⑦-⑧) ⑨	1981800	経 営 費 ⑮	
差引金額(④-⑨) ⑩	3315795	経 営 費 ⑯	
給 料 賃 金 ⑪		経 営 費 ⑰	655140
外 注 工 賃 ⑫		経 営 費 ⑱	1338728
減 価 償 却 費 ⑬	457688	経 営 費 ⑲	1977067
貸 倒 金 ⑭		経 営 費 ⑳	860000
地 代 家 賃 ⑮	144000	経 営 費 ㉑	1117067
利 子 割 引 料 ⑯	81900		
租 税 公 課 ㉒	123500		
荷 造 運 賃 ㉓	21350		
水 道 光 熱 費 ㉔	12300		

裏面の「仕入金額の明細」の合計⑥の金額を転記します。

裏面の「減価償却費の計算」の合計⑬の金額を転記します。

○給料賃金の内訳

氏 名 (年齢)	従事月数	給 料 賃 金 費	合 計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
(歳)				
(歳)				
(歳)				
その他 (人分)				
計	延べ従事月数			

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	本 年 中 の 報 酬 等 の 金 額	左 の うち 必要 経 費 算 入 額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

○事業専従者の氏名等 ※

氏 名 (年齢)	続 柄	従 事 月 数
宇都宮 花子 (53 歳)	妻	12 月
(歳)		
(歳)		
延べ従事月数	1 2	

※雑所得の金額の計算において、事業専従者控除を受けることはできません

左記㉔の「専従者控除」がある場合に記入します。事業専従者とは、年間6か月を超えて専らその事業に従事している、生計を一にする1人以上の親族であることが条件です。
※事業専従者とした親族は、「扶養控除」の対象者とするとはできませんのでご注意ください。

○必要経費の科目の具体例

科 目	具 体 例
給 料 賃 金 ⑪	・従業員に支払う給料、賃金など ※ 生計を一にする親族に支払った金額は、原則として、必要経費には算入できません。
外 注 工 賃 ⑫	・外部の業者に業務委託などで仕事を発注して支払った下請工賃、加工賃、手間賃など
減 価 償 却 費 ⑬	・事業用の建物、機械、車両、器具備品等の固定資産の耐用年数（利用可能期間）に応じ、一定の割合で減価償却費を算出し必要経費に計上する費用 ※ 使用可能期間が1年未満であるもの又は取得価格が10万円未満であるものについては、減価償却を行わずにその取得価格相当額を一括して必要経費に算入します。 ※ 固定資産のうち、土地、土地の上に存する権利、販売目的のもの、建設中のもの、時間の経過により価値が減少しない美術品等は減価償却の対象になりません。
貸 倒 金 ⑭	・売掛金、受取手形、貸付金などの貸倒損失や販売商品の返戻・値引きによる収入の減少など
地 代 家 賃 ⑮	・店舗、工場、倉庫等の事業用の土地や建物の賃料
利 子 割 引 料 ⑯	・事業用資金の借入金に対する支払利子や受取手形の割引料など
租 税 公 課 ㉒	・業務に関連して納付すべきこととなった固定資産税、自動車税、不動産取得税、登録免許税、印紙税、事業税、事業所税などの税金や商工会議所や同業者組合、商店会などの各種の会費や組合費など ※ 所得税、住民税、相続税、国民健康保険税、国民年金保険料、罰金、科料、過料、交通反則金などは必要経費になりません。
荷 造 運 賃 ㉓	・販売商品の荷造りにかかった包装材料費、荷造りに係る賃金、運賃 ※ 販売商品の引取運賃は商品の取得価格に算入します。
水 道 光 熱 費 ㉔	・事業用として消費した水道料、電気料、ガス代、灯油代など
旅 費 交 通 費 ㉕	・販売や集金などの事業用にかかった電車代、バス代、タクシー代、宿泊代など
通 信 費 ㉖	・事業用として使用した電話料、はがき・切手代など
広 告 宣 伝 費 ㉗	・テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、チラシなどの広告作成・配布に係る費用 ・名入りマッチ、カレンダー、タオルなどの購入費用や福引券の費用、ショーウィンドウの陳列装飾のための費用など
接 待 交 際 費 ㉘	・取引先等の接待費用や贈答品の購入費用など ※ 取引先、支出額、接待の理由を考慮し、事業の遂行上必要と認められる場合に限り、必要経費に算入することができます。
損 害 保 険 料 ㉙	・事業用の火災保険料、自動車保険料など
修 繕 費 ㉚	・事業用資産の家屋、自動車、機械、器具備品などの修繕費用 ※ 修繕により資産の価値が増加したり、耐用年数（利用可能期間）が延長したりする場合は、その支出の効果は翌年以降にも及ぶため資本的支出となることから、減価償却の方法により必要経費に算入します。
消 耗 品 費 ㉛	・包装紙などの包装材料、文房具などの事務用品、ガソリンなどの購入費用 ・工具、器具、備品などのうち、使用可能期間が1年未満のものや取得価格が10万円未満のものでその年に使用したもの
福 利 厚 生 費 ㉜	・従業員の慰安、保健、修養などのために支払う費用 ・事業主が負担すべき従業員の健康保険、労災保険、厚生年金保険、雇用保険、介護保険などの保険料や退職金共済制度に基づく掛金など
雑 費 ㉝	・事業用の支出で他の経費に当てはまらないもの

裏面

売 上 先 名	所 在 地	登録番号 (法人番号) (※)	売上 (収入) 金額
△△△ (株)	△ △ △ △ △	△△△	3,000,500
△△商店	△ △ △ △ △	△△△	2,297,095
上 記 以 外 の 売 上 先 の			売上 (収入) 金額の合計額を表面の①へ転記します。
○仕入金額の明細	右記①のうち軽減税率対象	うち	計 ①
		円	5,297,595

○仕入金額の明細		右記①のうち軽減税率対象	計	5,297,595
仕 入 先 名	所 在 地	登録番号（法人番号）（※）	仕 入 金 額	
〇〇〇(株)	〇 〇 〇 〇 〇	〇〇〇	800,800	
〇〇〇商店	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇〇〇	738,000	
(有)〇〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇〇〇	572,000	
上 記	減価償却資産の耐用年数については下記の表や国税庁ホームページを参照してください。	先	仕入金額の明細の合計額を表面の⑥へ転記します。	
○減価償却費の計算	右記①	円	計 ⑥	2,110,800

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	③ 償却率 又は 償却率 ($\frac{1}{耐用年数}$)	④ 本年の 償却期間	⑤ 本年分の 普通償却費 ($\text{④} \times \text{③}$)	⑥ 特 償 却 費	⑦ 別 償 却 費	⑧ 本年分の 償却費合計 ($\text{⑤} + \text{⑥}$)	⑨ 事業専 用割合	⑩ 本年分の必要 経費算入額 ($\text{⑧} \times \text{⑨}$)	⑪ 未償却残高 (期末残高)	⑫ 償却 方法	⑬ 要 求	
木骨モルタル造	1	年月 H18・8	7,800,000 (円)	7,020,000 (円)	旧定額	20	0.050	12月 15	351,000 (円)			351,000 (円)		50%	175,500 (円)	1,335,750 (円)		
自動車	1	R6・4	2,500,000 (円)	2,500,000 (円)	定額	6	0.167	9月 12	313,125 (円)			313,125 (円)		70%	219,188 (円)	2,186,875 (円)		
エアコン(建物付属)	1	H19・1	300,000 (円)	15,000 (円)	—	—	—	12月 12	3,000 (円)			3,000 (円)		100%	3,000 (円)	9,000 (円)	均等償却	
一括償却資産	—	R4・	180,000 (円)	180,000 (円)	—	—	1/3	12月 12	60,000 (円)			60,000 (円)		100%	60,000 (円)	0 (円)		
		・	(円)					12月 12										
		・	(円)					12月 12										
取得価格が10万円以上20万円未満の場合、取得価格の5% (残存価格) を記入します。												727,125 (円)		100%	457,688 (円)	3,531,625 (円)		

○利子等

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	期末現在の借入金等の金額 円	本 年 中 の 利 子 割 引 料 円	左のうち必要経費算入額 円

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	賃 借 物 件	本 年 中 の 賃 借 料 ・ 権 利 金 等	生 活 費 用 外 の 注 意 必 要 経 費 入 額
宇都宮市〇〇１－１－２０ 栃木 次郎	土地	288,000	144,000
店舗、工場、倉庫等の敷地の地代や店舗、			

店舗、工場、倉庫等の敷地の地代や店舗、工場、倉庫等を借りている場合の家賃の合計額を表面の⑮へ転記します。

ロ 償却の基礎になる金額	次の金額を記入します。 (1) 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した資産（旧定額法） 「取得価額×90%」の金額（ただし、特許権などの無形減価償却資産は、取得価額そのままの金額） (2) 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した資産（定額法） 取得価額そのままの金額
償 却 方 法	税務署に届け出ている償却方法を記入します。届け出していない方は 定額法 になります。
ニ 本年中の償却期間	資産を月の途中で取得や譲渡、取壊しなどをした場合は、その月を 1 か月として計算します。
ヌ 未償却残高 (期末残高)	次の金額を記入します。 (1) 本年中に取得した資産は、イの金額からトの金額を差し引いた金額 (2) 前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高（「取得金額－前年末までの償却費の累積額」の金額）からトの金額を差し引いた金額
摘 要	次のような場合に応じ、それぞれ次のような事項を簡記します。 (1) 取得資産が中古である場合…その旨 (2) 資産を本年中に譲渡や取壊しなどをした場合…その月日、事由など (3) 譲渡や取壊しなどをした資産について本年分の償却を省略した場合…その旨 (4) 被災代替資産等の特別償却の適用を受ける場合…その特例名 (5) 取得価額の 95%相当額に達した年分の翌年以降 5 年間に於いて均等償却を行う場合は、「均等償却」と記入します。

構造・用途	細 目	耐用年数	旧償却率	新償却率	
建	木造・	事務所用のもの	24	0.042	0.042
	合成樹脂造	店舗用・住宅用のもの	22	0.046	0.046
	のもの	飲食店用のもの	20	0.050	0.050
物	木骨	事務所用のもの	22	0.046	0.046
	モルタル造	店舗用・住宅用のもの	20	0.050	0.050
	のもの	飲食店用のもの	19	0.052	0.053
車 両	運送事業用	小型車（貨物自動車にあたっては積載量が2トン以下、その他にあたっては総排気量が2ℓ以下）	3	0.333	0.334
	一般用のもの	小型車（0.66ℓ以下）	4	0.250	0.250
		貨物自動車（ダンプ式のもの）	4	0.250	0.250
		〃（その他のもの）	5	0.200	0.200
		報道通信用のもの	5	0.200	0.200
		その他のもの	6	0.166	0.167

② 使用可能期限が1年未満かつ取得価額が10万円未満のいわゆる少額な減価償却資産については、減価償却をしないで、使用したときにその取得金額がそのまま必要経費になります。

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。

この場合「償却率」欄に「1/3」と記入します。

減価償却費の累積額が取得残額の95%相当額に達した場合には、その達した年分の翌年以後、残り1円になるまで5年間において減価償却費を算入できるようになりました。